

滑川市会計年度任用職員採用試験実施要領

令和 7 年 7 月 1 日

令和 7 年度採用の会計年度任用職員について、以下のとおり募集します。

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき任用される一般職の非常勤職員です。採用されると、一般職の地方公務員となり、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）等が適用されます。

2 任用期間

任命された日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

3 募集する職種（区分）、募集人数、職務内容等

募集職種（区分）	募集人数	職務内容	必要な資格・経験等
児童館事務補助員	若干名	来館者対応および事業の企画・運営の補助	なし

4 勤務時間、給料・報酬、諸手当等

・ 共通事項

(1) 勤務時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（休憩時間は午後 0 時～午後 1 時）までですが、始業時間、就業時間及び休憩時間が異なる場合があります。

(2) 報酬はその職歴等に応じて、時間額を決定するものとし、通勤手当やその他手当、費用弁償等については、会計年度任用職員に関する条例や規則のとおり支給します。

・ 個別事項

募集職種（区分）	勤務時間	報酬（号給）	勤務予定場所
児童館事務補助員	週 15.5 時間未満 （土・日・祝日を 原則としたロー テーション勤務）	（行一） 1 級 1 号給 （時間額 1,127 円相当）	滑川市児童館

※勤務条件等に関する留意事項について、「10 その他」でも示します。

5 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおりとします。

6 欠格事項

上記の受験資格を有する者でも、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条に該当する者

7 申込手続き

次の書類を提出してください。

申 込 書	別紙の申込書に必要事項を記入し、提出してください。 写真は6ヵ月以内に撮影したものを貼付してください。
-------	--

(2) 受付期間等

郵送による受付	封筒の表に「試験申込書」と朱書きし、簡易書留等確実な方法で郵送してください。
持参による受付	随時（火曜日を除く平日及び土・日・祝日の午前9時30分から午後5時まで）
注 意 事 項	面接試験の案内等を後日郵送しますので、返信用の封筒と110円切手を必ず同封してください。（封筒に切手は貼らないでください）

8 合格者の決定から採用まで

- (1) 応募者に対し、個別に選考試験を行います。申込み受付後に詳細な日程等（平日を予定）を通知します。
- (2) 試験結果については、選考試験等の結果を総合的に判断し決定したのち、応募者に対し合否の通知等を発送します。

9 申込書請求先、受験申込先及び問合せ先

滑川市児童館

〒936-0053 富山県滑川市上小泉800番地 TEL 076 (475) 3706

10 その他

勤務条件に関する留意事項

(1) 服務に関する規定の適用について

会計年度任用職員には、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されます。

- ・ 服務の根本基準（地方公務員法第30条）
- ・ 服務の宣誓（地方公務員法第31条）
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）

- ・ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ・ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第37条）

※パートタイム会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象外ですが、兼業先の勤務時間との合計が、労働基準法第32条で定める労働時間（休憩時間を除き、1日8時間又は週40時間）を超える場合は、原則、勤務することはできません。また、兼業の確認のため報告を求めます。

その他、滑川市職員服務規程、滑川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則等、市の各種規程が適用され、分限・懲戒処分等の対象となりますので、ご留意ください。

各種条件や処分等については、公平委員会等に対する苦情相談や措置要求の対象となります。

(2) 条件付採用について

任期、勤務日数又は勤務時間の長短や前職の勤務実績の有無等にかかわらず、採用日から1か月間は、条件付採用となります。

また、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで（最長任期の末日まで）延長されます。

なお、再度の任用の場合においても、その都度、条件付採用期間が設定されます。

条件付採用期間中の職員は、地方公務員法第29条の2の規定により、分限・懲戒処分の手続き等に関する規定の適用が除外されます。

(3) 再度の任用について

任期については、手続きなく「更新」されたり、長期にわたって継続して勤務が約束されたりするものではありません。年度ごとに新たな職として設定します。同一の職務内容の職が翌年度設定される場合、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て任用が決定されます。

なお、毎年度公募することもあります。